

簡易公募型プロポーザル方式に準じた手続開始の公示  
(建設のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

平成22年9月7日

支出負担行為担当官

沖縄総合事務局 開発建設部長 浦辺 信一

## 1. 業務概要

### (1) 業務名

災害時港湾活用関連検討業務 (電子入札対象案件)

### (2) 業務内容

本業務は、那覇港・中城湾港において、大規模災害時における港湾の機能継続を確保する目的として、耐震強化岸壁や近隣港の有効活用及び港湾関係者と連携した広域的な対応を図るための災害時の影響把握と港湾間連携の検討及び港湾BCP作成指針(案)の策定を行うものである。

また、港湾BCP検討委員会を設置し港湾BCP作成指針(案)の検証を行うものである。

### (3) 履行期限

契約日締結の翌日から平成23年3月30日

### (4) 本業務は、提出資料、入札を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがいたものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。詳細については、入札説明書による。

## 2. 参加資格

技術提案書の提出は、(1)に掲げる資格を満たしている単体企業又は(2)に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

### (1) 単体企業

- ① 予算決算及び会計令 (昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。) 第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ② 沖縄総合事務局における平成21・22年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争 (指名競争) 参加資格の認定を受けていること。(会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者 (上記②の再認定を受けた者を除く。) でないこと。

- ④ 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に沖縄総合事務局長から建設コンサルタント業務等の指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑥ 参加表明書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

#### I) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社または更生手続が存続中の会社である場合は除く。

i 親会社と子会社の関係にある場合

ii 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

#### II) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし i については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

i 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

ii 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

#### III) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記 1) 又は 2) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

### (2) 設計共同体

- ① (1) に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」(平成22年9月7日付け沖縄総合事務局開発建設部長)に示すところにより沖縄総合事務局建設開発部長から災害時港湾活用関連検討業務に係わる設計共同体としての競争参加者の資格(以下「設計共同体としての資格」という)の認定を受けているものであること。

### 3. 技術提案書の提出者を選定するための基準

#### (1) 参加表明者の経験および能力

当該部門の建設コンサルタント登録、同種又は類似業務の実績および業務成績

#### (2) 配置予定の管理技術者の資格、同種又は類似業務の実績および業務成績、恒常的な雇用関係

#### (3) 当該業務の実施体制(再委託又は技術協力の予定を含む。)

### 4. 技術提案書を特定するための評価基準

#### (1) 配置予定技術者の経験および能力

配置予定の技術者の資格、同種又は類似業務の実績、ヒアリング

#### (2) 業務実施方針および手法

説明書の理解度、実施方針の妥当性、参考見積の妥当性

- (3) 特定テーマに対する技術提案書の確性、実現性

## 5. 手続等

### (1) 担当部局

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1  
沖縄総合事務局 開発建設部 管理課 契約第二係  
電話 098-866-0031 (代表) (内: 2528)

### (2) 説明書の交付期間、場所および方法

入札説明書を電子入札システムからダウンロードすることにより交付する。運用及び操作の詳細については以下のアドレスを参照のこと。

アドレス: <https://www.e-bisc.go.jp/download/>

なお、電子入札システムからダウンロード出来ない場合は、上記(1)に電話又は FAX により申し込むこと。ただし、FAX による場合は、着信確認を行うこと。

① 交付場所: 5 (1)に同じ

② 交付期限: 平成 22 年 9 月 7 日 (火) から平成 22 年 10 月 13 日 (水) までの、土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、9 時 00 分から 17 時 15 分まで。

交付方法: 交付期間内に必着で、切手を添付した返信用封筒及び CD 等を同封し、5 (1)へ郵送すること。CD 等に複製したものを折り返し郵送する。

### (3) 参加表明書の受領期限ならびに提出場所および方法

電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、持参又は郵送 (書留郵便に限る。) すること。

1) 電子入札システムにより提出を行う場合は、平成 22 年 9 月 17 日 (金) までの、土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、9 時 00 分から 17 時 15 分まで。

2) 発注者の承諾を得て持参又は郵送 (書留郵便に限る。) による場合は、平成 22 年 9 月 17 日 (金) までの、土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、9 時 00 分から 17 時 15 分までに持参又は必着させること。

### (4) 技術提案書の提出期限、場所および方法

電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、持参又は郵送 (書留郵便に限る。) すること。

1) 電子入札システムにより提出を行う場合は、平成 22 年 10 月 14 日 (木) までの、土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、9 時 00 分から 17 時 15 分まで。

2) 発注者の承諾を得て持参又は郵送 (書留郵便に限る。) による場合は、平成 22 年 10 月 14 日 (木) までの、土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、9 時 00 分から 17 時 15 分までに持参又は必着させること。

## 6. その他

- (1) 手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除。
- (3) 契約書作成の要否 要。
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口 5. (1)に同じ。

- (5) 本公告に示した必要な要件を満たさない者が行った技術提案書の提出、参加表明書に虚偽の記載をした者のした技術提案書の提出及び技術提案書の提出に関する条件に違反した場合は無効とする。
- (6) 2 (1)②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業及び2 (2)に掲げる設計共同企業体の認定を受けていないものも5 (3)により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出期限日において当該資格の認定を受けていなければならない。
- (7) 平成 21・22 年度土木関係コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格を認定されていない場合、競争に参加する資格を有していない者が行った技術提案書の提出に該当し、技術提案書の提出は無効とする。
- (8) 詳細は説明書による。